

第 1 章 緑豊かで快適なまち

第1節 自然と共存・共生できるまちづくり

現況と課題

私たちのまちは、海・山・川の豊かな自然に恵まれており、これらの自然環境は、基幹産業である農業をはじめ林業、漁業の基盤となり、日々の私たちの生活に安らぎと潤いを与えるなどまち全体に多大な恩恵を授けています。

これらの自然環境は、観光や交流においても重要な役割を果たしており、温泉や産業観光(観梅、炭焼き体験、体験漁業など)が町内外の人々をもてなしています。また、自然環境は人だけでなく様々な生物を育てており、その生物の存在が私たちに安心と感動を与えてくれます。特に千里海岸はアカウミガメの産卵場所として有名であり、産卵時期には多くの人々が観察に訪れています。

一方、二次的自然(田畑、里山、ため池など)や公園(小目津公園など)は住民の日常生活に密接に関わり潤いと安らぎをもたらしています。

近年、下水道整備が推進され水質は改善されつつありますが、上流部の開発などによる河川の水質汚濁や有害鳥獣の被害などが増えてきています。また、公園及び街路樹の維持管理費等も大きな財政負担となってきたため、官民一体となって、これらの問題を改善すべく取り組むことが重要となっています。さらに、長期的な視点から、この豊かな自然環境のもとで町が活力を維持できるよう、この自然を次世代に引き継ぐことが必要です。

主な山		単位：m
名称	標高	
舞ヶ辻山	321.0	
城山	223.8	
大久保山	194.0	
高田山	222.0	
三里峰	772.0	
白木尾山	501.5	
行者山	422.8	
高幡山	413.9	

資料：南部町史、南部川村戦後五十年史

主な川		単位：km
名称	延長	
南部川	37.1	
西岩代川	3.2	
東岩代川	3.6	
市井川	7.9	

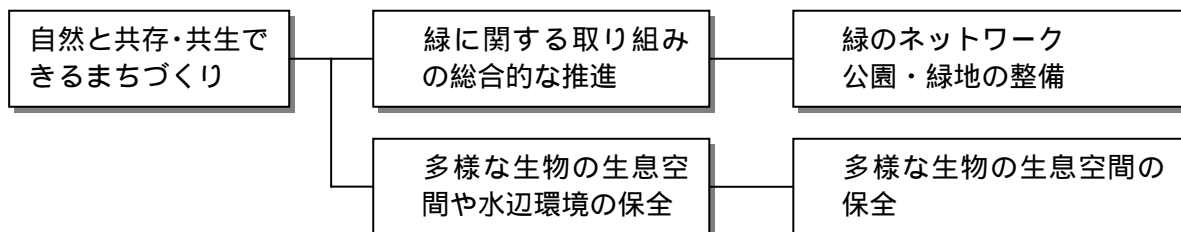
資料：県河川課

基本方向

豊かな自然を守るため、環境対策に配慮するとともに、町民およびまちを訪れる人々が自然を身近に感じられるよう自然環境を生かした公園の整備を進めます。

また、川、海等の浄化、里山、山林の管理を行い、自然環境を維持改善することで、次世代へ確実に自然を引き継ぐとともに、アカウミガメをはじめとする生態系の保護に努めていきます。

施策体系



緑に関する取り組みの総合的な推進

緑のネットワーク

山、川、海の連鎖を生かした緑のネットワークを維持・強化していきます。

公園・緑地の整備

日常生活空間における公園整備により、ふれあいの場を作ります。また、100年の森(三里峰)づくりを進めます。

多様な生物の生息空間や水辺環境の保全

多様な生物の生息空間の保全

官民協働による河川や水辺の清掃活動を通じて生態系の保全を図るとともに、自然との共生・共存に努めます。

第2節 まちの魅力を創造するしくみづくり

現況と課題

本町の総面積は120.26 km²であり、土地利用現況は、森林面積が約7割(8,200ha)、農地が約2割(2,440ha)を占めています。可住地面積は3,723ha、可住地面積率は31.0%、可住地面積あたりの人口密度は381人/km²です。

市街地は、南部都市計画区域(都市計画法に基づいたまちづくりを行う区域)に含まれ、岩代、堺、南部北部、上南部のほとんどと高城、清川の谷筋は農業振興地域に、また、山林の一部は保安林に指定されています。

また土地利用の動向は、樹園地、宅地が増加し、水田、畑、山林は減少傾向にあります。地区別の土地利用現況などは以下のとおりです。

市街地

町域面積の約1%の地区に総人口の35%以上の人が生息し、様々な都市的機能が集中しており、宅地が不足しています。駅前広場や関連する道路の整備が進み、都市基盤が整ってまいりましたが、なお狭隘な道路や低未利用地が散在しており、引き続き市街地の整備、土地の有効活用を進めていく必要があります。また市街地にある町営住宅については、一部老朽化しており改修について考えていく必要があります。漁業を営む地区は、道路が狭く住宅が密集しており、生活環境面での改善が必要な地区があります。

農業地

市街地の周辺から森林地の谷筋にかけて生産性の高い優良農地が広がっています。ほぼ全域で農業基盤整備が行われており、今後も農地として活用していきます。しかし、市街地周辺などの農地については、宅地への転換など都市的土地利用として活用することが考えられます。

海岸地

漁業エリアとその他海岸エリアに分かれますが、全般に自然景観に恵まれ、今後、観光・レクリエーションに活用していくことが考えられます。ただし、その他海岸エリアについては自然景観、動植物の生息地として保全していく必要があります。

森林地

町域の7割を占める森林地は一部が樹園地として開発されています。これらの森林は林業としての生産性は低いものの、水源かん養機能・防災機能・生活環境保全機能、海洋への影響などの公益的機能が高いことから維持管理を図っていく必要があります。

町には、北コア、玄関コア、南コアの3つの拠点があり(p18~19 図参照)、住民の生活機能などを担う中心的な役割を担っています。また、各自治会には、それぞれコミュニティセンタ-

が整備されており、町民の集いの場となっています。今後は、地域交流連携軸や広域交流連携軸(p18～19 図参照)を生かし、町の賑わいを創出していくことが必要です。

公営住宅等の状況

単位：戸

設置者	総戸数	簡易耐火平屋	簡易耐火構造 2 階	中層耐火構造 4 階	木造平屋	木造 2 階
町	209	4	69	32	47	57
県	18	0	18	0	0	0

資料：企画管財課(平成 18 年 4 月 1 日現在)

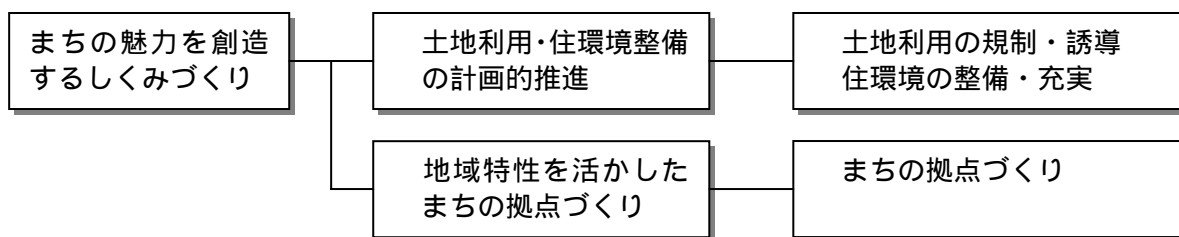
基本方向

限りある資源である土地は、まちの活動の基盤であり、自然環境を支える土台であります。この土地の保全と有効活用をバランス良くコントロールしていく必要があります。このため、ゾーン毎に土地利用方針を定め、計画的な土地利用を図っていきます。また、地籍調査については完了している地域もありますが、大半が未調査地域であり、土地利用及びきめ細かなまちづくり計画に役立つよう早急に進めていきます。

老朽化した町営住宅については改修を進め、住環境の改善を図ります。

また、まちの拠点などを活用し、住民の自主的、主体的なコミュニティ活動を支援していく中で、世代間交流を積極的に展開し、ぬくもりを感じ安心して暮らせるコミュニティづくりに努めます。

施策体系



土地利用・住環境整備の計画的推進

土地利用の規制・誘導

市街地については、土地の高度利用を促進するため、都市基盤の整備や再開発事業、低未利用地や遊休地の土地利用促進対策を検討します。また、適正な土地利用を図るため、地籍調査の早期完了に努め、都市計画区域の見直しを検討します。

農地については、農用地の実態に応じ、都市的土地利用と農業的土地利用を明確に区分し、優良農地の確保のため、土地基盤整備を促進し、生産性が高く、安定した農業地域の形成を図ります。

海岸地については、豊かな自然環境と景観の保護・保全を図りながら、漁業と癒やしの空間などとして活用していきます。

森林地については、森林の公益的機能に配慮した土地利用を進めます。また、森林としての機能が低下している地域については再生に努めます。

住環境の整備・充実

低未利用地や遊休地の活用、民間活力による宅地造成などを促進して宅地の確保に努めます。

街並み景観づくりや災害に強い住まいとまちづくり、都市基盤等のバリアフリー化などにより住環境の向上を図ります。

また、老朽化した町営住宅の改修、改築を進めるとともに、県や民間と協力し、住民が安心して生活ができる住宅の供給に努めます。

地域特性を活かしたまちの拠点づくり

まちの拠点づくり

新町の玄関機能を有する駅及び駅周辺について、交通処理や住民の利便性向上の面から、さらには、中心市街地のコミュニティの核として機能させるために、総合的な整備を進めていきます。

また、各地区のコミュニティセンターを核としてコミュニティ活動の充実を進めます。

第3節 人に優しい交通システムづくり

現況と課題

本町の道路網は、阪和自動車道、国道42号及び国道424号、フルーツラインと県道8路線を軸として、町道、農林道からなっています。道路の整備状況については、国道及び県道についても未改良部分があるので、改良を促進する必要があります。町道についても、住民の生活の道路として、主要道路の改良を急ぐ必要があります。

公共交通機関は、JR紀勢本線とバス路線があります。JR紀勢本線の駅は、南部駅と岩代駅の2ヶ所があり、バス路線は、明光バス2路線10往復、龍神バスが1路線5往復していますが、モータリゼーションの進展、人口減少などにより利用者は減少しています。今後の高齢社会の到来に備え、交通弱者に対応した生活交通の確保が課題となります。

道路状況

区分	路線数	実延長(m)	舗装率(%)	備考	
高規格幹線道路	1	6,691	100.0	みなべ～田辺間 1,892m(工事中)	
国道	国交省管理	1	9,625	100.0	
	県管理	1	23,374	100.0	
県道	主要県道	3	16,351	96.4	平成16年4月1日現在
	一般県道	5	19,820	98.9	"
町道	1.2級	50	58,224	96.4	平成17年4月1日現在
	その他	703	231,361	89.1	"
主要林道	3	7,197	100.0	名之内線、桃の川線、上洞上木台線	
フルーツライン	1	7,790	0.0	工事中	

資料：建設課、農林課

町内自動車登録台数

車種別	普通トラック	小型トラック	トレーラー	普通バス	小型バス	普通乗用車
台数	325	1,107	3	3	21	1,386
車種別	小型乗用車	特殊用途車	大型特殊車	小型二輪車	軽自動車	
台数	2,574	195	33	102	7,017	
車種別	小型二輪	軽二輪	原付二種	原付一種	小型特殊	
台数	102	125	453	2,557	367	

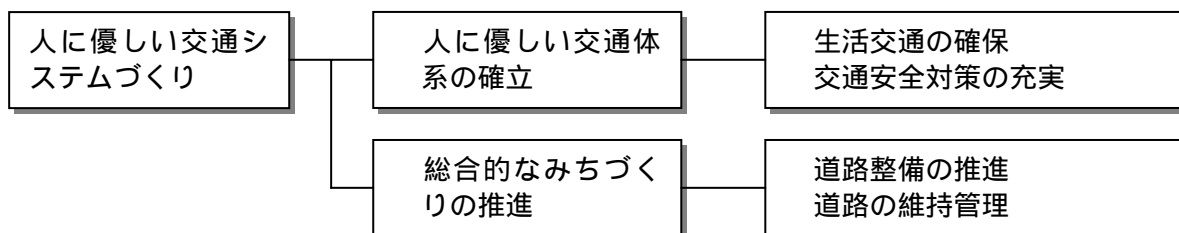
資料：和歌山県統計年鑑(平成17年3月31日現在)

基本方向

路線バス減少に対して、交通弱者の生活交通の確保および全町の交流を促進するため、代替交通システムの導入に努めます。

また、国道や県道の未改良部分の整備を強力に働きかけるとともに、生活道路として利用度の高い町道の整備、改良を計画的に推進します。

施策体系



人に優しい交通体系の確立

生活交通の確保

生活路線バス交通をバス事業者と連携して維持するよう努めます。また、交通不便地区について代替交通システムを運行するなど生活交通の確保に努めます。

交通安全対策の充実

危険箇所の改良、整備を進め、高齢者、障がい者、子どもにやさしい交通環境の整備に努めます。

総合的なみちづくりの推進

道路整備の推進

国道・県道の未改良部分の整備を促進します。また、生活道路として利用度の高い町道整備を推進します。

道路の維持管理

町管理道路の安全と快適さを保持するため、計画的に維持補修を進めます。

第4節 快適・安全・健康な環境づくり

現況と課題

本町の水道は、上水道と簡易水道から成り立っており、上水道は1事業体、簡易水道は4事業体あります。近年、生活水準の向上等により水の需要が増加しており、新たな水源の確保及び配水池の増設が緊急の課題となっています。また、簡易水道については、老朽化した配水管等の施設は改修済みですが、上水道については今後の課題となっています。さらに、万が一の震災に備えて、緊急遮断弁設置等による施設の耐震化等ライフラインの機能強化も必要となっています。

公共下水道については、普及率の全国平均は平成18年3月末で69.3%であるのに対し、和歌山県では14.3%、みなべ町では23.1%となっています。

本町の公共下水道事業は、平成8年度より工事が開始され現在も工事中ですが、農業集落排水事業については、平成6年度より工事が開始され平成17年度に全8地区が完成し供用開始となっています。

町内を流れる古川の水質汚濁対策は急がれており、また、公共用水域の水質保全、生活環境の向上、公衆衛生の抜本的な改善を図るため、排水設備工事の促進や下水道事業の制度が課題となっています。

上水道の状況

施設名	給水開始年月	水源	1日最大給水量(m ³)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
みなべ町上水道	昭和44年9月	地下水	5,625	9,100	8,264	90.8

資料：水道課(平成18年4月1日現在)

簡易水道の状況

施設名	給水開始年月	水源	1日最大給水量(m ³)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
上南部簡易水道	昭和34年4月	地下水	3,000	4,700	4,410	93.8
高城簡易水道	昭和41年4月	表流水	468	1,200	1,177	98.1
高野簡易水道	昭和60年4月	表流水	28	140	102	72.9
清川簡易水道	昭和33年6月	地下水	497	920	914	99.3

資料：水道課(平成18年4月1日現在)

公共下水の状況

処理区域	全体計画区域面積(ha)	供用開始区域面積(ha)	供用開始区域内処理人口(人)	現在普及率(%)
みなべ処理区	194	103	3,430	23.1

資料：下水道課(平成18年4月1日現在)

農業集落排水の状況

処理区域	全体計画区域面積(ha)	供用開始区域面積(ha)	供用開始区域内処理人口(人)	普及率(%)
西岩代	19.4	19.4	468	3.2
東岩代	17.3	17.3	640	4.3
受領	3.7	3.7	154	1.0
共和東	18.0	18.0	939	6.3
本郷	11.6	11.6	490	3.3
共和西	10.8	10.8	296	2.0
西本庄	24.8	24.8	883	6.0
晩稲・熊岡	49.2	49.2	1,352	9.1
合計	154.8	154.8	5,222	35.2

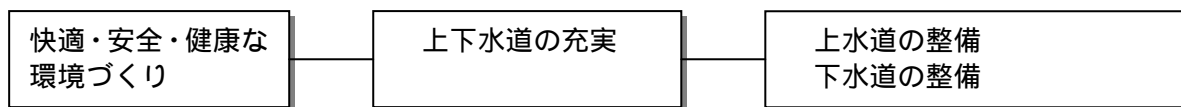
資料：下水道課(平成18年4月1日現在)

基本方向

上水道については、老朽化した施設等の改修、改築、耐震化を推進し、また、新たな水源の確保、配水池の増設も推進します。

下水道については、公共下水道事業を推進するとともに、下水道供用区域の排水設備工事の促進に努めます。

施策体系



上下水道の充実

上水道の整備

老朽化した水道施設を改修するとともに、水道施設の耐震化を図ります。

また、安全な水を供給するため、水質検査・水質管理を行います。

下水道の整備

公共用水域の保全と生活環境の改善の為、下水道の整備を進めます。また、下水道供用開始区域の排水設備工事の整備を促進します。

また、下水道で対応できない地域では、合併処理浄化槽の整備を推進します。

第5節 環境から築く安全・安心なまちづくり

現況と課題

全国的な傾向として、工業化にともなう公害は汚染源に対する規制により減少しましたが、代わって自動車公害、生活排水、ゴミ問題などの都市型公害が顕著になるとともに、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が深刻化してきています。地球規模の環境については、身近な問題としてとらえにくい面がありますが、本町を取り巻く自然にも影響を及ぼし、それは産業、生活へも影響するという認識を持ち、地球規模で考え地域で行動することの大切さを町民が共有することが重要となります。

本町は、平成17年度から、排出者負担の原則からごみ指定袋制度を導入し、ごみの減量化に努めています。しかし、ごみの分別について、まだ徹底されていない部分も見受けられます。また、不法投棄については、所々に見受けられ、対策を講じなければなりません。

また、古着の回収も平成18年度から開始しリサイクルに努めています。さらに、生ごみ処理機の購入助成も行っていますが、まだ、普及率は低い状況です。

美化の面では、河川や海浜の清掃は充実しつつありますが、今後、より一層まちを美しく保つために、ボランティア清掃の充実が望まれます。

基本方向

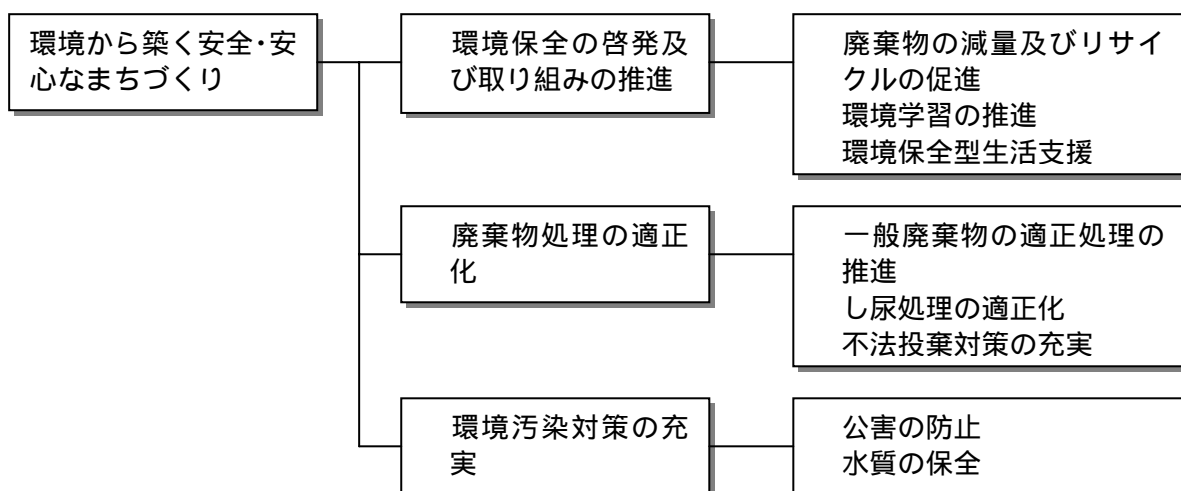
ごみの分別収集を徹底するため、教育、啓発、指導を行い、減量化を進め、環境破壊につながる不法投棄等の対策に努めていきます。

資源ごみの徹底分別をはかり、また、生ごみ処理機の購入助成を広報し、購入を促進してごみの減量に努めます。

また、地球温暖化防止対策として、冷暖房の設定温度の適正化促進に努めます。

さらに、きれいな町を保つため、官民一体となって清掃活動を推進していきます。

施策体系



環境保全の啓発及び取り組みの推進

廃棄物の減量及びリサイクルの促進

ごみの分別収集を徹底し、ごみの減量化を進めます。

環境学習の推進

住民の環境学習を促進するとともに、計画的な環境学習・環境教育を進めます。また、地域や事業所などにおける環境学習への支援を行います。

また、環境に対する意識を早期から自覚してもらうため、学校教育や幼児教育において環境教育の充実を図ります。

環境保全型生活支援

地球温暖化防止対策として、冷暖房の設定温度の適正化を促進します。また、生ごみ処理機購入などを促進します。

廃棄物処理の適正化

一般廃棄物の適正処理の推進

ごみの衛生的・効率的な処理を図るため、ごみ処理施設の適正な維持管理を行い、廃棄物の円滑な処理を推進します。

し尿処理の適正化

収集サービスについては、収集の効率化を図るため、許可業者に対する指導と協力を促進します。また、し尿浄化槽の清掃管理について、保健所等関係機関と連携を図り環境の保全に努めます。

不法投棄対策の充実

住民意識の高揚に努めるとともに、監視体制を強化します。

環境汚染対策の充実

公害の防止

啓発活動を強化し、住民意識の高揚を図ります。

水質の保全

下水道整備を推進するとともに、事業所に対しては水質汚濁防止施設の設置を促し、水質汚濁防止のための監視、指導に努めます。